

公立大学法人滋賀県立大学再雇用職員就業規則

平成 19 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規則第 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 3 条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に勤務する再雇用される職員（以下「再雇用職員」という。）の労働条件、服務規律その他就業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則およびこれに付属する諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において再雇用職員とは、職員就業規則第 2 4 条第 1 項の規定により雇用される職員をいう。滋賀県職員の再任用に関する条例（平成 13 年滋賀県条例第 8 号）の規定により滋賀県職員として再任用され、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項および滋賀県公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年滋賀県条例第 56 号）第 2 条第 1 項の規定により滋賀県から法人へ派遣された職員も同様とする。

(権限の委任)

第 3 条 理事長は、この規則に規定する権限の一部を、副理事長または指定する理事もしくは職員に委任することができる。

(規則の遵守)

第 4 条 法人および再雇用職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

(再雇用の方法)

第 5 条 再雇用は、再雇用を希望する者（第 1 6 条において準用する職員就業規則 2 5 条に定める解雇事由に該当する者を除く。）に対して行う。

(再雇用職員の勤務形態)

第 5 条の 2 再雇用職員の勤務形態は、公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第 3 条第 1 項に規定する勤務時間を勤務する再雇用職員（以下「正規の勤務時間を勤務する再雇用職員」という。）および正規の勤務時間に比して短い時間を勤務する再雇用職員（以下「短時間勤務の再雇用職員」という。）とする。

(再雇用職員の雇用期間)

第 6 条 再雇用職員の雇用期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年を超えない範囲内で定めるものとする。

(試用期間)

第7条 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

(雇用期間の更新)

第8条 理事長は、第6条に定める再雇用職員の雇用期間またはこの項の規定により更新された再雇用職員の雇用期間を、1年を超えない範囲内で更新することができる。

2 第5条の規定は、前項の更新の場合に準用する。

(任期の末日)

第9条 第6条および前条第1項に定める雇用期間の末日は、再雇用職員が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(退職)

第10条 再雇用職員は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日をもって退職したものとす。

(1) 退職を申し出たとき 法人が退職日と認めた日

(2) 死亡したとき 死亡日

(3) 雇用期間を満了したとき 雇用期間満了の日

(給与)

第11条 再雇用職員の給与は、給料および諸手当とする。ただし短時間勤務の再雇用職員の給料月額、正規の勤務時間を勤務する再雇用職員の給料月額に、その者の1週間あたりの勤務時間を38時間45分で除して得た率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前項の諸手当は、管理職手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当および勤勉手当とする。

3 再雇用職員の給料月額ならびに公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に定める給料表および職務の級の適用については、雇用契約で個別に定めるものとする。

4 再雇用職員の勤務1時間当たりの給与額は、次の算式で得られる額とし、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げる。

$$\frac{(\text{給料の月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額}) \times 1.2}{1 \text{ 週間当たりの勤務時間数} \times 5.2 \text{ 週一年度ごとの所定時間数}}$$

ただし、年度ごとの所定時間数は、次の算式で得られる時間数とする。

7時間45分×(各年度の祝日法による休日(週休日である土曜日を除く。)+年未年始の休日(週休日を除く。)) - 一般職員の週休日)

$$\frac{1 \text{ 週間当たりの勤務時間}}{\times 38 \text{ 時間} 45 \text{ 分}}$$

5 前4項に規定するもののほか、再雇用職員の給与に関する事項については、職員給与規程の定めるところによる。

(退職手当)

第12条 再雇用職員には、退職手当は支給しない。

(勤務時間、休日および休暇等)

第13条 短時間勤務の再雇用職員の勤務時間は、1週につき31時間または23時間15分、1日の勤務時間は7時間45分とする。

2 短時間勤務の再雇用職員の休日および休暇は、次のとおりとする。

(1) 1週31時間勤務の再雇用職員 日曜日(労基法第35条第1項に規定する法定休日とする。以下同じ。)および土曜日に加えて、職務の内容に応じて月曜日から金曜日までの5日間において、1日の週休日を設けるものとする。

(2) 1週23時間15分勤務の再雇用職員 日曜日および土曜日に加えて、職務の内容に応じて月曜日から金曜日までの5日間において、2日の週休日を設けるものとする。

3 再雇用職員の勤務時間、休日および休暇等に関する事項については、この規則に定めるもののほか、勤務時間規程の定めるところによる。

(年次休暇)

第14条 1週23時間15分勤務の再雇用職員の年次有給休暇は、勤務時間規程第15条第1項各号の定めにかかわらず1暦年について12日とする。

2 前項にかかわらず、定年退職に引き続き再雇用職員となった者の当該年末までに付与される年次休暇は、当該退職時においてその者が有していた年次休暇の日数および時間数とする。

3 第8条の規定により雇用期間が更新された場合の当該年末までに付与される年次休暇は、当該更新された日の前日においてその者が有していた年次休暇の日数および時間数とする。

(特別休暇)

第14条の2 再雇用職員の特別休暇は、次の各号に掲げるものを除き、勤務時間規程第18条に規定する職員の例によるものとする。

(1) 病気休暇 短時間勤務の再雇用職員にあっては60日以内の期間とする。

(2) 夏季休暇 短時間勤務の再雇用職員(1週23時間15分勤務の者に限る。)にあっては一の年の7月から9月までの期間内に4日以内とする。

(3) 勤務時間規程第18条第2項第17号に規定する長期勤続休暇

短時間勤務の再雇用職員にあっては適用がないものとし、正規の勤務時間を勤務する再雇用職員にあっては、定年前の勤続年数を通算して適用するものとする。

(懲戒)

第15条 再雇用職員の定年退職となった日までの引き続き職員としての在職期間中の行為が、職員就業規則第45条に規定する懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

(共済・互助会)

第15条の2 正規の勤務時間を勤務する再雇用職員の共済組合および職員互助会の適用については、職員就業規則第58条の規定を準用する。

2 短時間勤務の再雇用職員の福利・厚生については、関係法令の定めるところによる。ただし、職員互助会については、適用がないものとする。

(職員就業規則の準用)

第16条 職員就業規則のうち第7条(労働条件の明示)、第25条(解雇)、第26条(降任)、第27条(不服申し立て)、第28条(解雇制限)、第29条(解雇予告)、第30条(退職時の責務)、第31条(退職証明書の交付)、第34条(職務専念義務)、第35条(遵守事項)、第36条(兼業)、第37条(服務規律)、第38条(人権侵害の禁止)、第39条(苦情相談)、第41条(育児休業)、第42条(介護休業)、第43条(研修)、第44条(表彰)、第45条(懲戒)、第46条(懲戒の種類)、第47条(訓告等)、第48条(損害賠償)、第49条(安全、衛生および健康の確保に関する措置)、第50条(安全・衛生教育)、第51条(非常時の措置)、第52条(安全および衛生に関する遵守事項)、第53条(健康診断)、第54条(就業禁止)、第55条(規程委任)、第56条(出張)、第57条(旅費)、第59条(宿舍)、第60条(業務災害)、第61条(通勤災害) および第62条(職務発明等)の規定は、再雇用職員に準用する。

付 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第9条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間においては、右欄に掲げる年齢以上の者を対象に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項に基づく労使協定において合意された基準(以下「基準」という。)を適用し、基準の全てを満たした者に限り再雇用するものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61年
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62年
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63年
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64年